国立大学法人東京農工大学大学院における教育研究上の目的に関する規程を次のとおり改正する。

_		
Г		
	<b>租</b> 行	16 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17
	-	LX IL.

## 本則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学学則第45条第2項、<u>第46</u> 条第2項及び第46条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下、「本学」という。)大学院修士課程、博士課程及び専門職学位課程の各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確にする。

(生物システム応用科学府における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第4条 生物システム応用科学府における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

専攻名	名 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的	
生物シ	生物あるいは生態系システムの持つ柔軟性の本質を抽出し、シス	
ステム	テム化して、新たな生産に結びつける「生物システム応用科学」	
応用科	を教育、研究する。	
学事场		

学専攻 博士前期課程2年、博士後期課程3年の一貫教育を通して、広い 視野と高度に専門的な「生物システム応用科学」の知識と技術を 有する人材を養成するとともに、自立して研究活動を行うことが でき、国際的な視野を持つ研究者を育成する。さらに、社会的要 請に対応して、すでに実社会で活躍している専門技術者の再教育 (社会人教育)を積極的に展開する。

共同先 早稲田大学との共同大学院として、博士後期課程3年の大学院共進健康 同教育課程を編成し、"健康"を先進的な科学技術に立脚した学科学専問領域として教育、研究する。

1)生命科学2)食科学3)環境科学の3つの分野を柱として、両大学の特性を生かした幅広い教育プログラムを通して、健康科学に関わる科学技術の先進的融合型教育を実施することにより、高度なコミュニケーション能力・国際性・問題解決能力・探求能力を有し、学術界のみならず産業界で活躍できる研究者を養成する。

## 本則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学学則第45条第2項、<u>第46条第5項</u>及び第46条の2第2項の規定に基づき、国立大学法人東京農工大学(以下、「本学」という。)大学院修士課程、博士課程及び専門職学位課程の各専攻における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を明確にする。

(生物システム応用科学府における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的)

第4条 生物システム応用科学府における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

専攻名	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
生物機	複雑な生物機能に学ぶことで発想される物質生産及び変換、情報
能シス	処理及び伝達、環境計測、生体計測、物質循環等に関わる様々な
テム科	システムを理解するための学問、学術分野を基盤として、農学と
学専攻	工学に係る幅広い実業界で活躍できる修士人材と、高度な研究力
	と課題解決力を有し、先導的な研究実施能力を有する博士人材を
	養成する。
<u>食料工</u> ネルギ	食料、環境、エネルギーに関する問題に対し、広い視野に立って
ーシス	問題解決を図る高度な能力や実践力を持つ人材を養成する。ま
テム科	た、専門的な業務に求められる高い研究能力及びその基礎となる
学専攻	学識を有する研究者を育成するための教育研究を行う。
共同先	早稲田大学との共同大学院として、博士後期課程3年の大学院共
進健康	同教育課程を編成し、"健康"を先進的な科学技術に立脚した学
科学専	問領域として教育、研究する。
攻	1)生命科学2)食科学3)環境科学の3つの分野を柱として、両大学
	の特性を生かした幅広い教育プログラムを通して、健康科学に関
	わる科学技術の先進的融合型教育を実施することにより、高度な

コミュニケーション能力・国際性・問題解決能力・探求能力を有

0 1 1117 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		し、学術界のみならず産業界で活躍できる研究者を養成する。
--	--	------------------------------

附 則(教規程第13号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日現在在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。